

【件名】西豪州内における制限の更なる緩和措置（第3段階）の発表（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

5月29日、西豪州政府は西豪州内における制限緩和に関して、6月6日（土）から第3段階に移行すると発表しました。なお、引き続き西豪州は緊急事態下にあり、西豪州政府は物理的距離や手洗い等の公衆衛生を守って行動するよう求めています。

【本文】

第3段階における制限緩和の概要は以下のとおりです。

1. 【開始時期】第3段階は6月6日土曜日（6月5日（金）23時59分より）から適用される。
2. 【収容可能ルール】屋内外スペースにおける収容可能ルールは、これまでの一人当たり4㎡から、2㎡に変更する。
3. 【集会人数制限】個室においては100人まで可能（状況に応じて300名まで可）。
4. 【再開可能となる各種施設】フードコート、美術館、ジム、遊び場、ロットネスト島、パースズー、アーケード施設他（詳細はメディア・ステートメントに列挙）。
5. 【子女の学校送迎】学校送迎の際、両親又は子女の保護者は校内への立ち入りが可能となる。
6. 【州内旅行】旅行は州内であれば可能（但し、先住民居住地区を除く）。

西豪州豪首相府メディア・ステートメント

<https://www.mediastatements.wa.gov.au/Pages/McGowan/2020/05/Phase-3-of-COVID-19-roadmap-to-commence-from-Saturday-June-6.aspx>

西豪州首相ツイッターアカウント（第3段階のポイントを図解説明）

<https://twitter.com/MarkMcGowanMP/status/1266230232031215616>

（メール発信者）

【在パース日本国総領事館】

電話：＋61-8-9480-1800

ホームページ：<http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>

※豪州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、直接豪州政府の担当機関にお問い合わせください。

（豪州政府新型コロナウイルス専用サイト）<https://www.australia.gov.au/>

（豪内務省関連サイト）：<https://www.homeaffairs.gov.au/>

（豪保健省関連サイト）

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

(WA 保健省 HP)

https://ww2.health.wa.gov.au/Articles/A_E/Coronavirus

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>